

「加入金」・「材料費」及び「手数料」一覧

【加入金】

メーターの口径	金額（消費税別）
1 3 m m	100,000円
2 0 m m	200,000円
2 5 m m	350,000円
3 0 m m	550,000円
4 0 m m	850,000円
5 0 m m	1,250,000円
7 5 m m	3,000,000円

【材料費】

メーター 口 径	金額（消費税別）			
	プラ蓋	鋳鉄蓋	中間枠	蓋のみ
1 3 m m	6,000円	—	3,000円	1,600円
2 0 m m	10,000円	12,000円	4,000円	3,000円(プラ) 5,000円(鋳鉄)
2 5 m m	17,000円	—	5,000円	6,000円
4 0 m m	43,000円	—	7,000円	16,500円

【手数料】（非課税）

- (1) 指定給水装置工事事業者の指定に係る申請手数料
1件につき 10,000円（ただし、指定に係る指定証再交付の場合5,000円）
- (2) 設計審査手数料
1件につき 5,000円（ただし、集合住宅等に係る複数メーター設置の場合、その個々のメーター設置1個当たり一申請手数料とする。）
- (3) 工事完成検査手数料
検査1回ごと1件(市のメーター設置1個当たり)につき 5,000円
- (4) 配水管工事完成検査手数料
1回につき20,000円
- (5) 分水工事立会手数料
1件につき5,000円
- (6) 開栓手数料
1件につき1,000円
- (7) 給水装置工事許可書の交付手数料
1件につき500円
- (8) 管路図の写し交付手数料
1枚につき300円
- (9) 給水工事台帳図の写し交付手数料
1枚につき300円
- (10) しゅん工図等の写し交付手数料
1枚につき300円

笛吹市水道事業給水条例

(給水装置の新設等の申込み) **【加入金】**

- 第9条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の申込みにより管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
 - 3 第1項の新設申込者は、申込みの際、次に掲げる負担金に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加えた額を市に納付しなければならない。

(手数料) **【手数料】**

- 第34条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。
- (1) 第11条第1項の指定給水装置工事業者の指定に係る申請手数料 1件につき10,000円(ただし、指定に係る指定証再交付の場合5,000円)
 - (2) 第11条第2項の設計審査手数料 1件につき5,000円(ただし、集合住宅等に係る複数メーター設置の場合、その個々のメーター設置1個当たり一申請手数料とする。)
 - (3) 第11条第2項の工事完成検査手数料 検査1回ごと1件(市のメーター設置1個当たり)につき5,000円
 - (4) 第12条の配水管工事完成検査手数料 1回につき20,000円
 - (5) 分水工事立会手数料 1件につき5,000円
 - (6) 開栓手数料 1件につき1,000円
 - (7) 給水装置工事許可書の交付手数料 1件につき500円
 - (8) 管路図の写し交付手数料 1枚につき300円
 - (9) 給水工事台帳図の写し交付手数料 1枚につき300円
 - (10) しゅん工図等の写し交付手数料 1枚につき300円
- 2 前項に該当するもののほか、管理者が特に必要と認めるものについては、別に実費を徴収する。 **【材料費】**
 - 3 前2項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。